

令和 8 年度
公共施設への太陽光発電設備等設置及び電力供給業務
プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月
真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

1 業務概要

(1) 目的

公共施設（以下「対象施設」という。）への再生可能エネルギーの導入により、エネルギーの地産地消を促進し、対象施設における平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害発生等による地域レジリエンスの強化を図り、エネルギー自給率 100%やカーボンニュートラルの達成、また脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) 業務名 公共施設への太陽光発電設備等設置及び電力供給業務

(3) 業務内容

対象施設に、PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。以下同じ。）により、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）が太陽光発電設備等（以下「発電設備」という。）を設置し、対象施設へ最長 20 年間電力を供給する。対象施設への電力の供給にあたり、PPA 事業者が発電設備の運転・維持管理等を行う。電力供給期間終了後に発電設備を撤去することを原則とする。

※ PPA での事業終了後、発電設備を継続利用する場合等に係る取扱いについては、電力供給最終年度に市と契約した PPA 事業者とで協議し定めるものとする。

(4) 業務期間

ア 対象施設への発電設備設置に係る業務期間は発注者から施設等使用許可を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、天変地異等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、その他 PPA 事業者の責めに帰すことができない事由により業務期間内に対象施設への発電設備の設置を完了できない場合は、業務期間について別途発注者と PPA 事業者とで協議することとし、業務期間の延長は最大で 1 年とする。

イ 設備による電力供給開始日は、原則として令和 9 年 4 月 1 日とするが、PPA 事業者の責めに帰すことができない事由により令和 9 年 4 月 1 日から設備による電力供給の開始ができない場合は、別途発注者と PPA 事業者とで協議し、設備による電力供給開始日を決定すること。

ウ 対象施設への電力供給に係る業務期間は契約締結日から発電設備の撤去日までとする。

※ PPA での事業終了後、発電設備を継続利用する場合等に係る取扱いについては、電力供給最終年度に市と契約した PPA 事業者とで定めるものとする。

2 業務に要する費用（予定価格）

（１）太陽光発電設備設置業務：**27,412,000** 円 ※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
（太陽光発電設備設置費全体の３分の２相当分）

（２）電力供給業務：契約によって定められた電気代

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす法人でなければならない。

- （１）プロポーザル参加資格確認書類を提出し、内容の確認を受けた者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （３）公告した日から受託候補者特定の日において、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程及び真庭市物品購入及び役務の提供等に係る入札参加資格審査規程による指名停止及び入札参加停止を受けていないこと。
- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- （６）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

(8) 過去に PPA 事業者として太陽光発電設備(出力 50 k W 以上)を導入した実績を有すること。(契約中で、事業が未完のものも含む。)

(9) 施工にあたり、真庭市内に事業所のある事業者を活用すること。

(10) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 現地確認日及び施設図面閲覧

現地説明会は行わない。下記日程を現地確認日とするので、現地を確認する場合は事前に「16 担当部署」記載の部署へ現地確認する旨連絡のうえ、当該時間に現地へ参集すること。

【現地確認日】 令和 8 年 7 月 23 日 (木)

西原浄水場 8 時 45 分～10 時 15 分

グリーンセンターまにわ 10 時 45 分～12 時 15 分

※ 現地確認は令和 8 年 7 月 22 日 (水) 17 時 00 分までに電子メールで担当課に申し込み、電話連絡にて送受信確認すること。(電話による質疑には応じない。)

なお、現地確認時の口頭質疑は受け付けないため、質疑が生じた場合は「5 質疑応答」により質問すること。また、資料を提示しているが、その他各施設図面詳細を閲覧したい場合は、下記の場所で施設図面の閲覧が可能なので、閲覧希望日時を事前に次の部署へ連絡すること。

(1) 閲覧場所 真庭市久世庁舎 2 F 地域エネルギー政策課

(岡山県真庭市久世 2 9 2 7 番地 2)

(2) 連絡先 電子メール chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp

電話 0867-42-5055

(真庭市産業観光部地域エネルギー政策課)

※ 閲覧可能日時は、市役所が開庁している日時とする。

※ 図面の閲覧について、メモや写真を撮ること等は可。ただし、図面原本の持ち出しは不可

※ 事前に連絡が無い場合の閲覧は不可

※ 閲覧希望日時が他の閲覧希望者と重複等した場合、閲覧日時の希望に添えない場合がある。

5 質問受付

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、「質問書【様式 1】」を下記によりメールで送信し、電話連絡にて必ず送受信確認すること。（電話による質疑には応じない。）質問に対する回答は、真庭市公式 HP にて公表する。

（１）提出書類 質問書【様式 1】

（２）提出受付締切 令和 8 年 7 月 24 日（金） 17 時 00 分まで

（３）提出先 真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

電子メール chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp

（４）質問回答の公表 令和 8 年 7 月 28 日（火）（予定）

6 参加申込み

参加希望者は、「プロポーザル参加申込書【様式 2】」及びプロポーザル参加資格確認に係る資料一式を提出すること。なお、期限までに当該書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。

（１）提出物 プロポーザル参加申込書【様式 2】 1 部

プロポーザル参加資格確認に係る提出書類リスト及び資料 一式

会社概要資料（会社案内パンフレット等） 1 部

（２）提出期限 令和 8 年 7 月 30 日（木）

（３）提出先 〒719-3292

岡山県真庭市久世 2927 番地 2

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

（４）提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。なお、郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留に限る。また、参加申込された場合であっても、企画提案書を提出するまでは任意の様式をもって参加の辞退を可能とする。

7 参加資格の審査について

参加希望者により提出された書類に基づき、「3 参加資格」に定める事項を満たすか確認を行い、次に掲げる事項を記載した「プロポーザル参加資格審査結果通知書」を通知する。併せて、下記（１）に該当する者には、電力供給業務における提案上限単価を開示する。

(1) 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格を有する旨及び企画提案書の提出を要請する旨

(2) 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

※ 理由の説明要求手続きの詳細は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」に記載する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式 3】 1 部

イ 企画提案書 1 部

- ・特に必要がある場合を除いて A 4 版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは 10.5 ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。要望に応じて、企画提案書をデータで提供できるようにしておくこと。
- ・「9 企画提案書の作成」に基づき、作成すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とし、見やすさに配慮すること。
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の表紙を除く全てのページにおいて、**会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。**
- ・企画提案書本文は、30 ページ以内にすること。
- ・企画提案書の内容について、2 通り以上に解釈できるような記載はしないこと。また、企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

ウ 価格提案書【様式 4】 1 部（別途内訳書を添付すること。）【様式 4】を各施設番号ごとに記載し、別途積算根拠となる任意様式の内訳書を添付すること。

- ・積算根拠は各施設番号ごとに作成すること。
- ・太陽光発電設備等設置業務については、税抜価格の事業費を記載し、事業費の合計に 3 分の 2（0.66667）を乗じ、千円未満を切り捨てた市負担部分を提案すること。また、市負担部分について、「2 業務に要する費用（予定価格）」に記載された予定価格を超過しないこと。※事業費の消費税部分について、太陽光発電設備等設置業務において真庭市は負担しないこととする。
- ・電力供給業務については、太陽光発電設備設置業務の負担金として真庭市より PPA 事業者

に支払う金額相当分を、経費から控除したうえで電力単価を設定したことがわかるよう積算根拠を作成すること。

- ・電力単価は税込価格とし、小数第 2 位まで記載し提案すること。ただし、「7 参加資格の審査について」で参加資格を満たすと認めた者に開示する提案上限単価以下の電力単価を提案すること。

エ 提出内容チェックリスト

チェックリストの記載項目について、企画提案書に記載したものに○をつけて提出すること。

(2) 提出期限 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 17 時 00 分まで

(3) 提出先 〒719-3292

岡山県真庭市久世 2927 番地 2

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

(4) 提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。なお、郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留に限る。

9 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、仕様書、仕様書別紙及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」(令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号制定)(2)ア(ア)交付要件(リース事業その他 PPA 事業以外の事業のみに該当するものを除く。)並びに「11 審査基準」を参考に、下記事項に従い作成すること。提案は、別紙 1「対象施設一覧」の全ての対象施設において、次の項目に沿って実施すること。

(1) 技術提案

技術提案には、次のアからオまでを必須事項として含め、また、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・対象施設の 30 分デマンドデータ(いずれも令和 7 年度分)
- ・対象施設の平面図、単線結線図等

ア 実施方針

- ・提案の基本方針、概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

イ 太陽光発電設備

- ・各施設番号ごとにおける想定設置量(太陽光発電設備定格出力(kW))を検討すること。

- ・各施設番号ごとに想定した設備仕様及び設置量を算出・記載すること。
- ・最終的な設置の可否については、市と事業予定者との協議により決定する。

ウ 自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

- ・仕様書別紙 1「対象施設一覧」の全ての対象施設について、各施設番号ごとに想定自家消費量を算出し、記載すること。
- ・自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠（考え方）を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設番号ごとにおける 1 年間の総量を算出すること。このとき、電力の二酸化炭素排出係数は、以下を使用すること。

電力の二酸化炭素排出係数：0.398 kg-CO₂/kWh

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法における、JIS C 8955：2017 に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）を記載すること。
- ・積雪が多い地域については、地域の特性に合った対応をすること。

オ 非常時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント等の特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出し口ごとの出力(kW)及び総出力(kW)）

カ 真庭市の特性を生かした付加提案

キ 電気事業法の規定に基づく技術基準に適合すること。

「1 業務概要（3）業務内容」に定める業務以外に、提案者が有する知識や技能、経験等を活用した、市内の脱炭素社会の実現に資する事業の提案があれば記載すること。なお、付加提案に対しても、

当要領が適用され、最終的な実施の可否については、市と事業予定者との協議により決定する。

（２）実施体制

ア 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体制図を作成すること。図には事業を実施する要因について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

イ 工事計画概要、実施体制、スケジュール

ウ 市内に事業所のある事業者の活用

事業の実施に当たっては市内に事業所のある事業者を優先して選定することとし、提案者が行う業務における市内事業者の活用方法について記載すること。

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、24時間365日遠隔操作、発電量確認モニター・システム等）、実施体制、スケジュール

オ 代表事業者の経営状況（過去5年間）

営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。（参考資料として、本文とは別に決算書を添付しても良い。）

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

10 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

（１）第1次審査（書類審査）

提出された提案書一式を「11 審査基準」（１）から（３）までで示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査をできるものとする。

（２）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第1次審査の点数に第2次審査の点数を加算し、最も優れている者を第1順位（事業予定者）とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨及び、企画提案書のデータの追加提出も通知する。

イ 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

1.1 審査基準

プロポーザルは、審査会において、下記の審査基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位（事業予定者）とする。

(1) 評価項目及び配点等評価表

【第1次審査】

評価項目 3 項目 合計 30 点

評価項目	評価の視点	加重 倍率	配点
業務実績	PPA による発電設備導入実績が豊富か	1	5 点
	高圧施設への発電設備導入実績が豊富か	1	5 点
財務状況	健全な財務状況か	1	5 点
企画提案の内容・実施体制	市内事業者を活用する体制の提案となっているか	1	5 点
提案価格	発電設備設置業務における提案価格が予定価格以下か	1	5 点
	電力供給業務における提案価格が提案上限単価以下か	1	5 点

【第2次審査】

ヒアリング等の内容 合計70点

評価項目	評価の視点	加重 倍率	配点
事業目的の理解 度	市がこの事業に求めるものを把握しているか。提案の中で、市がこの事業を行う目的と提案者の考える事業効果の整合性は取れているか。	2	10点
事業効果	この事業の効果をどうとらえているか。どのような効果が市のためになる、と考えているか。	1	5点
	非常時の施設の強靱化（レジリエンス強化）に資する提案となっているか。	1	5点
技術提案	システム構成の考え方はどうか。使用する機器の性能やコストについての考え方や、発電した電力の自家消費についての考え方は妥当か。	2	10点
施工管理	無理のない実施体制、スケジュールとなっているか。効率的な施工計画か。停電を伴う作業の計画や、使用前自己確認の手続きなどの考え方は妥当か。	2	10点
リスク管理	事業実施中に発生するリスクについての考え方はどうか。不測の事態に対応出来る提案となっているか。作業現場での安全確保などの対策は万全か。	1	5点
緊急時対応体制	契約期間中における緊急時の対応についての考え方はどうか。連絡体制、非常時の対応を想定しているか。緊急時、非常時の体制はどのように考えているか。	1	5点

施工後実施体制	具体性・妥当性のあるメンテナンス計画、実施体制等となっているか。物価変動に対する考え方はどうか。	1	5 点
プレゼンテーション	提案書がわかりやすいか。資料説明が平易かつ論理的で説得力があるか。協調性があり、意思疎通が容易か。	2	10 点
付加提案	提案者が有する知識や技能、経験等を活用した、市内の脱炭素社会の実現に資する独自提案があったか	1	5 点

(2) 評価方法

ア 各評価項目について、以下の6段階評価を実施する。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

0点：非常に劣るまたは提案無し

イ 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

(3) 第1位順位の決定方法

ア 出席委員の評価点数の合計点が一定点数（60点×出席委員数）以上かつ出席委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を第1順位（事業予定者）とする。

イ なお、「仕様書 6 業務費用（7）」によって提案上限単価以下で電力供給を行うことにより損失が発生すると判断し、当該損失の原因となる施設を除外して提案を行った者については、出席委員の評価点数の合計点から、総施設数に占める除外した施設数の割合に応じて減点した点数をもって最終的な評価点数とし、これを順位決定にのみ用いる。

ウ 第1順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第1順位を決定する。

エ 提案者が1者のみである場合は、出席委員の評価点数の合計点が一定点数（60点×出席委員数）以上に限り、当該提案者を事業予定者とする。

1 2 日程

公示（募集開始）	令和8年7月15日（水）
現地確認日	令和8年7月23日（木）
・西原浄水場	8:45-10:15
・クリーンセンターまにわ	10:45-12:15
質問受付締切	令和8年7月24日（金） 17時00分まで
質問回答	令和8年7月28日（火）（予定）
参加意思表示締切	令和8年7月30日（木）
参加資格確認通知	令和8年7月31日（金）（予定）
企画提案書等受付締切	令和8年8月10日（月） 17時00分まで
第1次審査	令和8年8月12日（水）（予定）
第2次審査	令和8年8月19日（水）（予定）
結果通知	選定審査後、速やかに通知する
契約締結	令和8年8月（予定）
業務開始	令和8年9月（予定）

1 3 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （3）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）ヒアリング等に出席しなかったもの
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （6）価格提案書のコツのうち、太陽光発電設備設置業務に係る市の負担費用が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの、または電力供給業務に係る単価が「7 参加資格の審査について」で参加資格を満たすと認めた者に開示する提案上限単価を超過したもの

1 4 契約

事業予定者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の本業務への活用について、発注者と環境省との調整が必要となる場合、環境省との協議が整うまでは、本業務に関する契約締結を保留するものとする。

1 5 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加申込書及び企画審査書の審査を実施するため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、「11 審査基準」(3)のとおり、審査委員会が審議して決定する。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象とする。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) プロポーザル参加申込書等、押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。

1 6 担当部署

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

TEL : 0867-42-5055

メール : chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp